

平成28年度 第1回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成28年度第1回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成28年4月25日 16時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	2 小跡 孝廣 3 菊元 久義 4 西中 克弘 5 前田 榮子 6 胡子 勝弘 7 島本 俊明 8 小林 秀幸 (職務代理) 9 新本 昌幸 11 前城 美智男	12 中下 雅敏 14 小松 巧 16 中田 光治 17 大段 幸雄 18 濱田 末夫 19 峯本 弥生 20 松岡 雄二 21 森本 健太郎 (会長)	
欠席委員	1 村上 浩司 10 清水 正子 13 爲廣 明法 15 下田 満		
出席者 総 数	出席委員 17名 欠席委員 4名		
その他 出席者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 中下 将良 書 記 窪田 松枝		
議事録 署名委員	19 峯本 弥生 20 松岡 雄二		
提出議題	<p>議事</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 非農地証明の申請について</p> <p>協議事項</p> <p>平成27年度江田島市農業委員会委員互助会決算報告 平成28年度江田島市農業委員会運営事業費予算について</p>		

平成28年度第1回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

議 長 それでは、皆様、総会開催前に事務局体制が変わりましたので、ご紹介申し上げます。宇根事務局長の交代として松岡事務局長と、農林水産課との併任ではありますが中下さんが新たに拝命されまして、この事務局体制を執行されることになりました。自己紹介をお願いします。

事 務 局 4月から事務局長を務めます松岡弘倫と申します。よろしく申し上げます。3月の総会にも同席させて頂きまして、ご挨拶させて頂きましたが、まだ分からないことも多くございますので、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

事 務 局 4月から、農業委員会の書記を務めることになりました中下将良と申します。よろしく申し上げます。

議 長 自己紹介が終わりましたところで、さっそく平成28年度第1回江田島市農業委員会総会を開催したいと思います。

事 務 局 はい、少し定刻を過ぎましたが、只今から平成28年度第1回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数17名欠席者数4名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶申し上げます。

議 長 それでは失礼いたします。28年度の第1回農業委員会総会を開催するにあたりまして、本日は、市長が出席される予定でございましたが、他の所用があるということで、本日副市長さんに出席を賜りまして、後程ご挨拶を頂けると思いますが、今回の農業委員会総会は28年度第1回ということでございますが、新規事務局体制もあらたになりまして、松岡事務局長、中下書記の拝命がございましたもので心強くしております。こういう体制で今後とも益々充実していくのではなかろうかと思っておりますけれども、皆様方のご協力を得まして農業委員会業務がスムーズに行きますことを願って、皆様方をお願いをさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事 務 局 それでは、続きまして、土手副市長にご挨拶をいただきます。

副 市 長 皆さん、こんにちは。副市長の土手でございます。本来なら、市長が出席いたしまして、皆様にご挨拶させていただくところですが、他の公務のためそれ

がかないません。私が、市長からあいさつを預かってきておりますので、代読させていただきます。平成28年度第1回目の農業委員会総会の開催にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。農業委員の皆様におかれましては、平素から、農地法に基づく、農地の適正化にご尽力をいただいておりますことに対し、深く感謝を申し上げます。皆様ご承知のとおり、国においては、昨年、農業委員会法や農地法、農協法の改正案が可決され、本年4月より様々な改革の取り組みが行われます。取り分け、農業委員会法の改正においては、委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制への変更や、農地利用最適化推進委員の新設など、本市農業委員会も今後は大きく変わることとなり、農業委員の果たす役割は、益々重要となってきます。さて、全国的に大きな問題となっております耕作放棄地について、その解消に向け、市では農地の有効利用、効率化を進めております。今年度は人・農地プランを策定し、農地中間管理機構の活用を図ることで、担い手への農地利用集積を農業委員会とともに推進し、荒廃農地の解消に向け取り組んで参りたいと思います。農業振興施策としても色々な事業メニューを準備して、積極的に推進しておりますので、今後ともご支援ご協力をお願い申し上げます。終わりに、本委員会の益々のご発展と委員各位のご健勝を祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、議事日程に基づきまして、議事の進行を進めますが、日程第2の議事録署名者の指名でございますが、今回、19番の峯本委員と20番の松岡委員に議事録署名者を指名いたしまして、書記につきましては、松岡事務局長、中下書記、窪田書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 続きまして、日程第3の諸報告ですが、事務局の方から何かありますか。

事務局 はい、ではその前に、土手副市長がその他公務がございますので中座させていただきます。

副市長 誠に申し訳ございません、また、よろしく願いいたします。失礼いたします。

事務局 事務局からの諸報告ですが、今回はございません。

議長 それでは、日程第4の議事に早速ながら入りたいと思います。

4 議 事

議長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

事務局 番号1。譲渡人●●●●、住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇外2筆。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、3,529 m²。申請理由は譲渡で、譲受人は「経営規模拡大のため、譲り受ける」といことです。
ご審議よろしくお願ひします。

議長 この1番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思ひます。どなたでしょうか。

委員 大柿町の胡子です。▲▲さんにお聞きしましたが、3～4年前くらいから荒地になっており、非常に困っているのだから草刈りばかりしていたところ、●●さんの方から▲▲さんへどうですか？ということだから、荒地を少なくするためということもあり、▲▲さんが買って耕作しようかということになったのだから、よろしくお願ひしますということだから。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ほかに、ご意見・ご質問ございませぬか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 それでは、ご意見・ご質問は無いようだから、この1番の案件につきまして、許可することに意義ございませぬか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに全員意義なしということだから、許可することにいたします。次の議案を事務局から説明お願ひします。

事務局 番号2。譲渡人●●●●、住所、広島市_____。譲受人▲▲▲▲住所、江田島町_____。所在地、江田島町津久茂_____。地番、〇〇番〇外5筆。地目、台帳及び現況ともに畑、面積、2,659 m²。
申請理由は贈与で、受贈人は「農業経営のため、受贈する」ということだから。ご審議よろしくお願ひします。

議長 この2番の案件につきまして、▲▲さんが新規農業者になるということだから、今回2,659 m²を一括受けるというような審査でございませぬけれども、この案件につきまして関係農業委員さんの意見を伺いたいと思ひます。

委員 江田島町の中下です。電話での確認ですが、双方間違いないということだから。よろしくお願ひいたします。

議長 ほか、ご意見・ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この2番の案件につきまして許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに全員異議なしということで許可いたします。次をお願いします。

事務局 番号3。譲渡人●●●●、住所、能美町_____。譲受人▲▲▲▲住所、能美町_____。所在地、能美町中町____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、232㎡。
申請理由は譲渡で、譲受人は「経営規模拡大のため、譲り受ける」といことです。
ご審議よろしくをお願いします。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いと思います。

委員 能美町の前城です。9ページの地図をお願いします。申請地は▲▲さんが造園業をやっているのですが、5～6年前までは、造園業のための植木を植えておりました。今は全部抜根してありません。で、●●さんは地図にありますように、隣ですし家もありますし、隣接した農地もありますので、隣ということで譲り受けるということになりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほか、ご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員許可することに、異議がないということですので許可することにいたします。以上で農地法第3条の審議を終了いたしまして、議案第2号農地法第4条の許可申請につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局 番号1。追認の案件です。申請人、●●●●。能美町_____。所在地、能

美町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田、現況、畑。面積、202 m²。申請理由は、「昭和 50 年頃、自宅を建築するために造成したが、農地転用許可手続きをしていなかった。今回、農地であることを知り、始末書を添付して申請する。」というものです。

ご審議をお願いします。

議長 農地法第 4 条のこの 1 番の案件について、関係農業委員さんの意見を聞きたいと思います。

委員 能美町の松岡です。●●さんに直接お会いしまして、お話を伺いました。申請理由のとおり、昭和 50 年頃に家を建てたのですが、この度ある事で、ここが農地であることに気がついて、申請を忘れていたということで、始末書を付けて申請します。ということで間違いありませんのでよろしくをお願いします。

議長 この案件で何か、ご質問・ご意見ございませんか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 ご意見などもないようですので、この 1 番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 許可することに全員異議がないということですので、許可といたします。次の議案第 3 号法第 5 条の許可申請につきまして事務局から説明をお願いします。についてお願いします。

事務局 番号 1-1 と番号 1-2 は借人が同一で貸人も同一ですので一括して上程させていただいております。貸人●●●●。住所、大柿町_____。借人▲▲▲▲。住所、広島市_____。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外 3 筆。地目 田、台帳 畑。面積、4,996 m²。所在地、大柿町_____。地番、〇〇番〇外 3 筆。地目、台帳、田。現況、畑。3 筆。台帳及び現況ともに畑。1 筆。面積、3,153 m²。申請理由は使用貸借で、借人は「太陽光発電設備を設置するため、借り受ける」というもので、1-1 がパネル 1,320 枚、発電量 349.8 k w、1-2 がパネル 880 枚、発電量 233.2 k w、賃貸借期間はともに 30 年間です。

ご審議よろしくをお願いします。

議長 この番号 1-1 と、1-2 を一括上程させていただいておりますが、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

委員 大柿町の小松です。今日は村上委員が忙しいので、村上委員から総会で伝えて欲しいと言われた話を私がお話します。●●と▲▲の二人は親子関係です。

よろしくお願ひいたします。

議長 この案件につきまして、何かご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、異議なしという事ですので、許可することといたします。次お願ひします。

事務局 番号 2。貸人●●●●。住所、能美町_____。借人▲▲合同会社 代表社員 ■■■■。住所、広島市_____。所在地、能美町_____。地番、〇〇番。地目、台帳及び現況ともに畑。面積、715 m²。

申請理由は賃貸借で、借人は「太陽光発電設備を設置するため、借り受ける」といもので、パネル 240 枚、発電量 47.2 k w。貸借期間は 20 年間です。

ご審議よろしくお願ひします。

議長 この案件につきまして、関係農業委員さんの意見を聞きたいと思ひます。

委員 能美町の前城です。今日は下田委員が欠席なので、伝えてくれということでしたのでお話しします。〇月〇日に●●さんと、相手の方にお話を聞いたところ、申請行為は間違いはないということです。すでに●●さんは太陽光発電を隣接して行っていますので、初めてではありません、ということです。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この 2 番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り。

議長 全員、許可することに異議が無いと言う事ですので、許可とします。次お願ひします。

事務局 番号 3。追認の案件です。譲渡人●●●●。住所、能美町_____。譲受人▲

▲▲▲。住所、能美町_____。所在地、大柿町____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田、現況、宅地。面積、9㎡。

申請理由は「昭和50年頃、自宅を建築するために購入したが、農地転用許可手続きをしていなかった。今回、農地であることを知り、始末書を添付して申請する。」というものです。

ご審議よろしく申し上げます。

議長 この3番の案件につきまして、関係農業委員さんの意見をお伺いしたいと思います

委員 能美町の松岡です。先ほどの4条申請で●●さんの申請があった訳ですが、▲▲さんの家もすぐ隣でございまして、当時昭和50年頃、●●さんから▲▲さんに土地の一部を、家を建てるために譲り渡したという経緯があります。▲▲さんはそれに気づかずに今日まで至ったということで、この度ある事で気がつきまして、始末書を付けて申請するものであります。よろしく申し上げます。

議長 この3番の案件につきまして、ほかにご意見・ご質問ございますか。

委員 意見・質問なしの声有り。

議長 無いようでございますので、この3番の案件につきまして、許可することに異議ございませんか。

委員 異議なしの声有り

議長 全員、許可することに異議が無いと言う事でございますので、許可といたします。以上で農地法第5条の審議を終了いたします。

次の議案4号の非農地証明の申請について説明をお願いします。

事務局 番号1。申請人住所、広島市_____。氏名、●●●●。所在地、沖美町____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑、現況、原野。面積789㎡。

申請理由は、「昭和56年頃から耕作放棄しており、このたび地目変更のため申請する。」というものです。

3月23日に、森本会長以下6名の委員と事務局で現地確認を行いました。

ご審議をお願いします。

議長 非農地証明につきましては、先般、このページに現地確認者を記載したとおり、3月23日に現地を調査した訳でございしますが、全員の意見として、この案件については非農地証明の申請とおり、受理すべきであるという結論に達した訳でございします。ただ、全体会議で審議することになっていきますので、本日提案をさせていただいている訳でございします。いかがでしょうか。

委員 異議なしの声有り。

議長 それでは、申請どおり受理するということで、事務処理をさせていただきます。以上で非農地証明の審査を終了いたします。

5 協 議 事 項

議長 では、次は日程第5になりますが、事務局から説明をお願いします

事務局 はい、それでは、平成27年度江田島市農業委員会委員互助会決算報告についてご報告させていただきます。別添の決算書1ページから3ページをご覧ください。(別添資料「平成27年度収支決算書」等を事務局が説明。)

つづいて、平成28年度江田島市農業委員会運営事業費の予算についてご説明いたします。ただいまの別添資料の4ページをご覧ください。(別添資料「平成28年度農業委員会運営事業費予算」を事務局が説明。)

議長 ご意見・ご質問、または、その他協議事項はございませんか。

委員 意見・質問・異議なしの声有り。

議長 では、以上で無いようでしたら、総会は終了したいと思います。どうもご苦勞様でございました。

お疲れ様でした。

総会終了

終了時間 16時50分